

議案第8号

加西市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市職員互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例

加西市職員互助共済制度に関する条例（昭和42年加西市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「、兵庫県町村職員互助会規約」を削る。

第6条中「、兵庫県町村職員互助会又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の加西市職員互助共済制度に関する条例第6条の規定は、平成23年3月31日以前に第2条の規定による給付等の請求権が発生したものに限り、平成23年9月30日までの間、なお従前の例による。

(審議資料)

職員の福祉の増進を図る目的で加入していた（財）兵庫県町村職員互助会より、平成23年3月31日をもって脱退するため所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

（財）兵庫県町村職員互助会は、兵庫県下の主として町等の職員の福利厚生事業等を実施するため設立され、平成22年4月現在、10市12町31一部事務組合が加入している。本市も昭和42年市制施行以前より加入していたが、福利厚生事業並びに厳しい財政状況下における公費負担等のあり方を検討した結果、市単独で福利厚生事業を推進していくことが望ましいものとして、平成23年3月31日をもって（財）兵庫県町村職員互助会より脱退するもの。